

移住支援金申請の手引き

2026 年度版

知多市
商工振興課

目 次

	頁
1 移住支援金とは	3
2 移住元要件	3
3 移住先要件	5
4 支援金の額	7
5 申請書類	8
6 交付の条件	9
7 支援金の返還	9
8 申請の期限	10
9 問合先・申請書の提出先、提出方法	10

1 移住支援金とは

移住支援金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から知多市へ移住し、移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・知多市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 移住元要件」と「3 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。

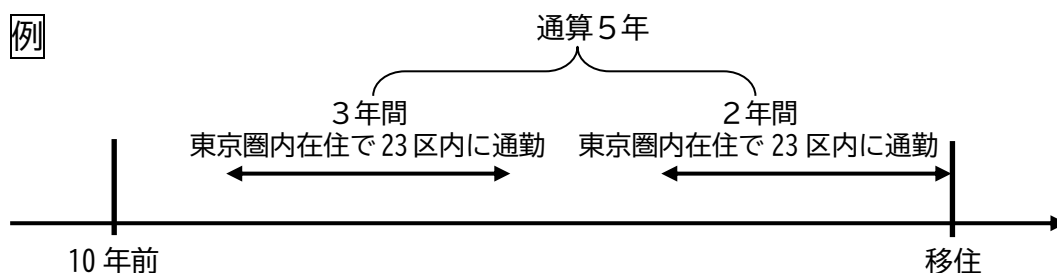
※要件等によって必要な書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

2 移住元要件

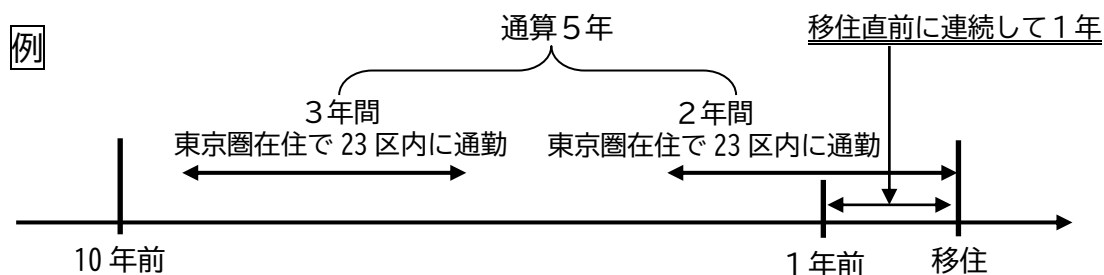
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イに該当すること。

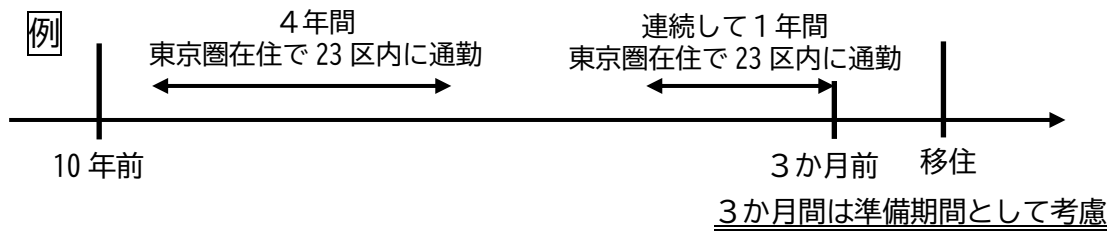
ア 知多市へ移住^{※1}する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上、「東京 23 区内に在住又は東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域^{※2}以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区内の法人等で業務に従事していたこと」



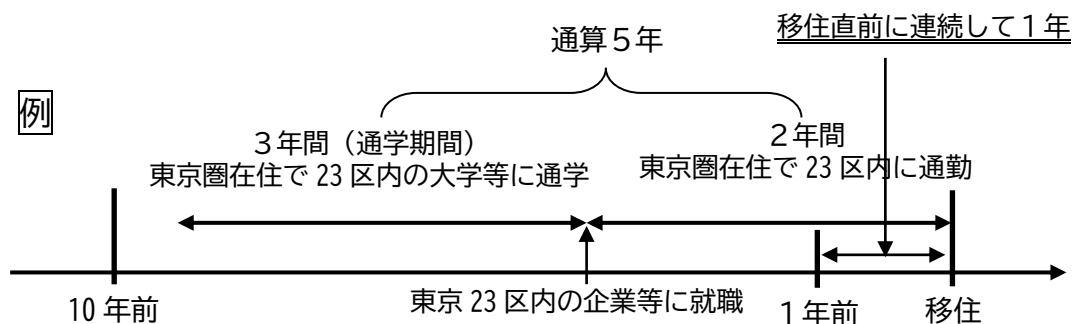
イ 知多市へ移住する直前に、連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住又は東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域^{※2}以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等で業務に従事していたこと」



(注1) イの「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏から転出している場合は対象外となります。)



(注2) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間(修業年限を上限)も対象期間として加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を知多市に異動し、生活の本拠を知多市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2) 次のア～エの全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他愛知県又は申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- エ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として交付金を受給していないこと。

3 移住先要件

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方

- （１）『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- （２）『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業（専門人材）』
- （３）『 ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- （４）『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』
- （５）『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑥の要件を満たす起業』

① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

ア 支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

イ 知多市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～クの全てに該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 転入日時時点で満５０歳以下であること。

ウ 就業先が、愛知県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※３に掲載している求人であること。

エ 申請者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

オ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、かつ、申請時において当該法人等に就業していること。

カ 求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

キ 就業した当該法人等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※３ 「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいち UIJ ターン支援センター」の Web ページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次のア～オの全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次のア～ウの全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を知多市に異動した場合であって、知多市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。
- ウ 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業していること（ただし、申請者が法人の代表者や個人事業主の場合、雇用保険被保険者でない者も支給対象とする。）。

⑤ 関係人口に関する要件

次のア～エの全てに該当すること。

- ア 申請日時時点で、新規就農者として認定を受けており、かつ、当該認定の有効期間中であること。
- イ 申請日から5年間、農業経営を行うこと。
- ウ 転入日時時点で満 50 歳以下であること。
- エ 転入日の属する年以前の5年の間に2回以上、本市にふるさと納税をしていること。ただし、1年の間に複数回ふるさと納税をした場合は1回とみなす。

⑥ 起業に関する要件

1年以内に「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領」に規定する創業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

4 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分		支援金の額
単身での移住の場合		60万円
2人以上の世帯※ ⁴ での移住の場合		100万円
	18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※ ⁵	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※4 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※5 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます。(ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象)。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

5 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

(1) すべての方が提出

- ☐ 交付申請書（第1号様式）
- ☐ 交付申請に関する誓約事項（第2号様式）
- ☐ 振込申出書（第3号様式）
※口座の確認ができるものを併せてお持ちください。
- ☐ 写真付き身分証明書の写し
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等
- ☐ 住民票（知多市発行のもの）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- ☐ 移住元での住民票の除票（移住直前に居住した市区町村発行のもの）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- ☐ 戸籍の附票又は移住直前1年以上かつ通算5年以上、東京圏等に在住していたすべての市区町村が発行する住民票の除票の写し
※申請者のみ
- ☐ 委任状（第6号様式）
※代理申請を行う場合のみ
- ☐ 開業届の写し等（移住元での在勤地、在職期間を確認できる書類）
※法人の代表者又は個人事業主の場合

<移住先の形態等で該当するものを提出>

① 就業の場合

- ☐ 退職証明書（第4号様式）、就業証明書（第5-1様式）、
雇用保険の被保険者証、労働条件通知書の写し

② テレワークの場合

- ☐ 就業証明書（第5-2様式）、雇用保険の被保険者証、
労働条件通知書の写し

（法人の代表者又は個人事業主の場合）

- ☐ 就業証明書（第5-3様式）、業務委託契約書等（移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、
開業届の写し（移住元での在勤地、在職期間を確認できる書類として提出する場合は不要）、
申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

③ 起業の場合

☐ 起業支援金交付決定通知書の写し

(2) 東京圏から23区内の大学等に通学し、23区内の企業等へ就職した方で、通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

☐ 在学期間や卒業校を確認できる書類

例：卒業証明書、成績証明書等

☐ 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書等

6 交付の条件

- (1) 支援金の申請日から起算して1年、2年、3年、4年、及び5年を経過した各時点において、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を速やかに届け出ること。
- (2) 交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更になることが分かったときは、速やかに届け出ること。
- (3) 支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び知多市から求められた場合には、それに応じること。

7 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市町村長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に知多市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合

エ 関係人口の要件を満たさなくなった場合

オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

カ 市税を滞納した場合

キ 必要な届出を怠った場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に知多市から転出した場合

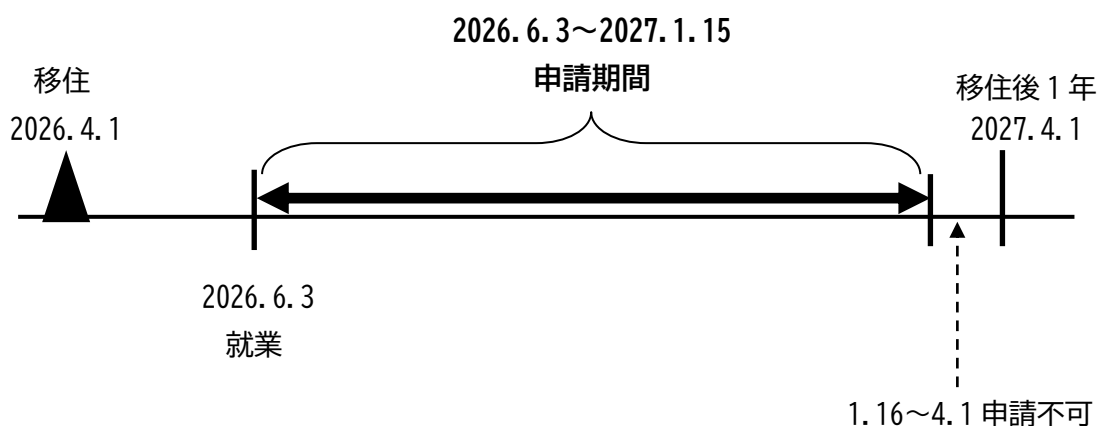
8 申請の期限

2027年1月15日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口で事前相談の上、申請してください。

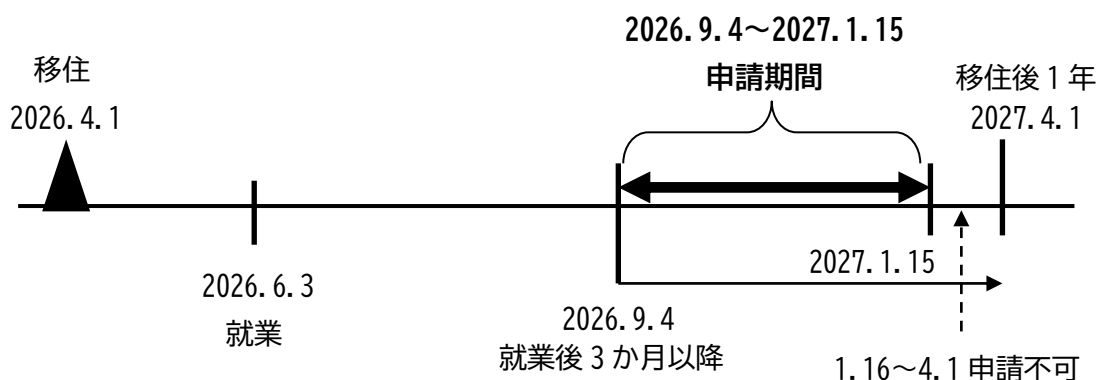
【就業要件の一般の場合】

2026年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



【就業要件の専門人材の場合】

2026年4月1日に移住し、同年6月3日に就業した場合



9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

(1) 問合せ先・申請書の提出先

知多市役所 商工振興課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2662 メール：shoukou@city.chita.lg.jp

(2) 提出方法

事前相談の上、窓口へ直接提出

※郵送、FAX、E-Mailでの提出は不可